

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度について

《茨城県》

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません。**

- ・保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額が、**304,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

【重要（必ず確認願います）】

税の申告(確定申告)を行っていない場合は、就学支援金を受けられない場合がありますので、申請前までに令和元年分・令和2年分の所得について行うようにお願いします。（所得が無い場合も必要です。）

（ただし、所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。）

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、基本的に**手続不要**です。※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1) 公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2) 私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

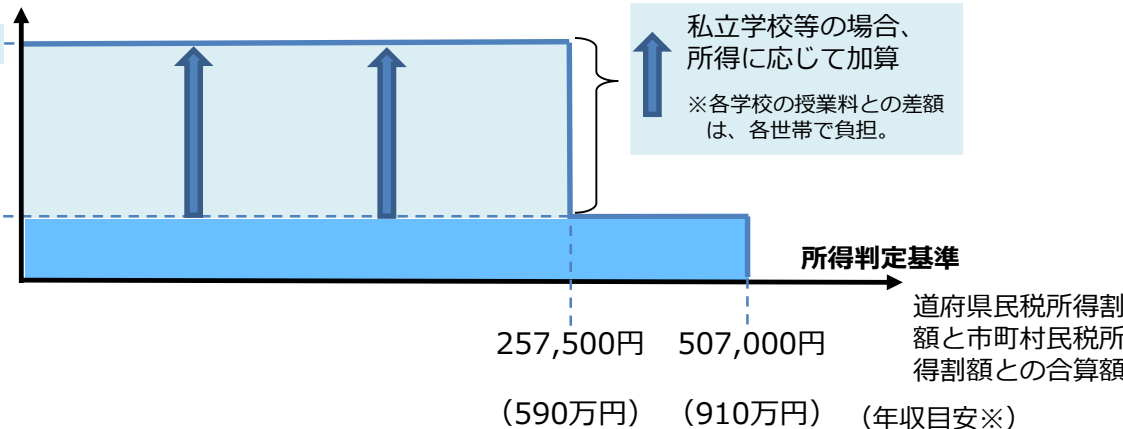
全日制高校の場合の支給額

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額

39万6,000円

11万8,800円
（基準額）



具体的な手続などについては裏面をご覧ください↓

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

(2. 受給資格の認定のとおり、申請より前に、税の申告を済ませておくようお願いいたします。所得が1か所からの給与所得のみで他に所得が無く、その勤務先で「年末調整」を行っている場合は確定申告は不要です。)

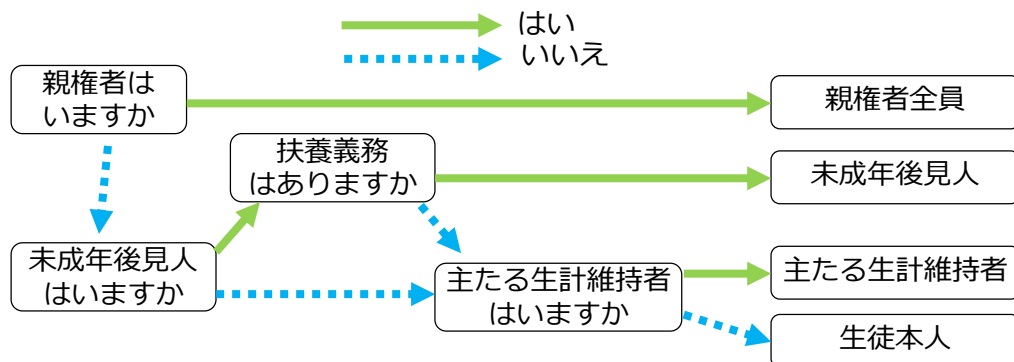
【必要書類】申請には、以下の書類が必要です。

- ①申請書
 - ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）
- ※他にも、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があるので、学校からの案内に沿って提出してください。

(注意事項)

- 虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ②は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

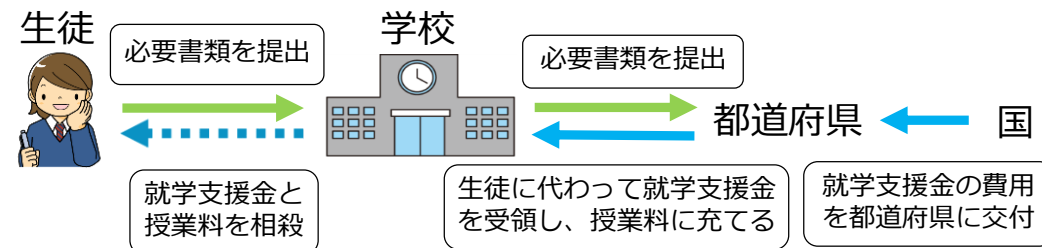
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

(国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、**学校へ**お問い合わせ下さい。)



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

◆就学支援金と申請時期が異なります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。

申請書類の提出先が、公立・私立その他の条件によって異なりますので、申請方法については、通われる学校もしくはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

【例1】保護者等が茨城県在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒生徒の在学する学校に提出

【例2】保護者等が**茨城県外(※)**在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒**保護者の在住する県**に提出

(※ただし、保護者が埼玉・栃木・千葉に在住の場合は、生徒の在学する学校経由で**保護者の在住する県に提出可能**)

【問い合わせ先】

・茨城県立**公立**高等学校に係る修学支援制度について

茨城県教育庁総務企画部財務課 修学支援担当 電話番号：029-301-5169

・茨城県内の**私立**高等学校に係る修学支援制度について

茨城県総務部総務課 私学振興室 電話番号：029-301-2249